

逐条 実務刑事訴訟法

編集代表

弁護士・元大阪高等検察庁検事長 **伊丹俊彦**
東京高等裁判所部総括判事 **合田悦三**

編集委員

最高検察庁監察指導部長 **上富敏伸** 東京地方裁判所部総括判事 **河本雅也**
法務省大臣官房審議官(検事) **加藤俊治** 広島家庭裁判所長(判事) **吉村典晃**

■ A5判 ■ 上製(函入り) ■ 1408頁 定価(本体 15,000円+税) 送料 300円
ISBN978-4-8037-2489-9 C3032

本書のポイント

現役の裁判官・検察官による、実務家必携の逐条解説書！

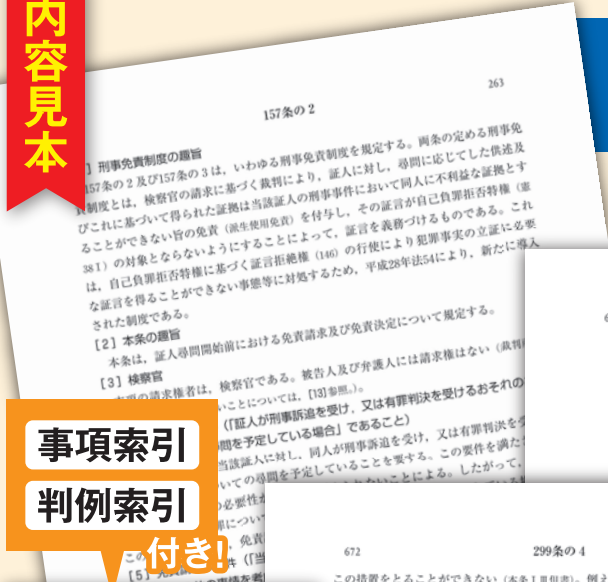
現役の裁判官・検察官40名が執筆した、実務において信頼できる内容の解説書。刑事訴訟法を明解に解説した、まさに必携の一冊！

刑事訴訟規則、犯罪捜査規範、実務まで組み合わせた、画期的解説！

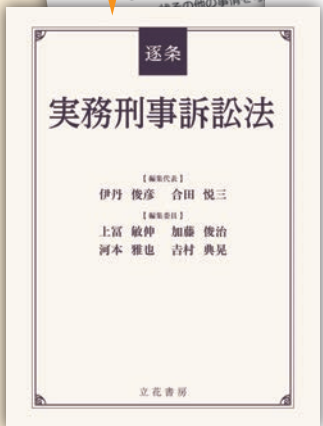
刑事訴訟法の解説だけでなく、関連する刑事訴訟規則及び犯罪捜査規範の必要条文にも言及した。さらに、実務上の指針を提示し、運用上の課題も押さえるなど、現場警察官をはじめとした実務家が活用しやすいコンメンタール！

内容見本

平成28年刑事訴訟法改正に対応! 実務家、座右の書!!



事項索引
判例索引
付き!



350条の2

証拠収集等への協力及び訴追に関する合意

及び協議の手段(1)

法の一部を改正する法律(平成28年法律第54号、平成30年6月1日)

組織的な犯罪等においては、首謀者の間与状況等を含めた事実については、本端の実行者など組織内部の者から供述を得ることが必要でないが、改正前の刑事訴訟法の下では、取調べ以外に供述しないため、取調べに依存せざるを得ない面があった。しかも、取調べにおいて、取調べによって事実の解明に資する供述を得ることが、そのような場合でもなお取調べによって供述を得ようとするものである。

取調べ及び供述調査への過度の依存から脱却するためには、得ることを可能にする手法を導入する必要があると考え、証拠収集方法として、合意制度が導入された。検察官が有する広範な訴追裁量権に求められる。すなわち、捜査事件についての協力行為は、248条の「犯罪後の状況」に照らし、被疑者・被告人による他人の刑事事件についての権利に考慮し、訴追裁量権の行使に反映させることができるとした被疑者・被告人が虚偽の供述をして第三者を巻き込まないようにするため、①他人の公判における合意内容(350条の9)、②弁護人の一貫した関与(350条の3・350条の4)、③といった制度的手当てが講じられている。(伊丹俊彦)

【(伊丹俊彦)】 検察官は、特定犯罪(1)に係る事件の捜査に係る他人(10)の十二以上の第1

証拠収集等への協力及び訴追に関する合意

及び協議の手段(1)

法の一部を改正する法律(平成28年法律第54号、平成30年6月1日)

組織的な犯罪等においては、首謀者の間与状況等を含めた事実については、本端の実行者など組織内部の者から供述を得ることが必要でないが、改正前の刑事訴訟法の下では、取調べ以外に供述しないため、取調べに依存せざるを得ない面があった。しかも、取調べにおいて、取調べによって事実の解明に資する供述を得ることが、そのような場合でもなお取調べによって供述を得ようとするものである。

取調べ及び供述調査への過度の依存から脱却するためには、得ることを可能にする手法を導入する必要があると考え、証拠収集方法として、合意制度が導入された。検察官が有する広範な訴追裁量権に求められる。すなわち、捜査事件についての協力行為は、248条の「犯罪後の状況」に照らし、被疑者・被告人による他人の刑事事件についての権利に考慮し、訴追裁量権の行使に反映させることができるとした被疑者・被告人が虚偽の供述をして第三者を巻き込まないようにするため、①他人の公判における合意内容(350条の9)、②弁護人の一貫した関与(350条の3・350条の4)、③といった制度的手当てが講じられている。(伊丹俊彦)

【(伊丹俊彦)】 検察官は、特定犯罪(1)に係る事件の捜査に係る他人(10)の十二以上の第1

672 299条の4

この措置をとることができない(本条1項但書)。例えば、被告人との間に証言の信用性に影響を及ぼす利害関係が存在する可能性があるもの、措置対象者の氏名等が知らされることにより利害関係を確められないというような場合がこれに当たると解される。

【3】 条件付与等の措置
措置の内容としては、弁護人に対し、証人等の氏名及び住居を知る機会を与えるいは証拠書類等を閲覧する機会を与えた上で、措置対象者の氏名又は住居について、①被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は②被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができることとされている(条件付与等の措置。本条1項)。これらの措置は、氏名又は住居のいずれか一方のみについてとることも可能であるが、その双方についてとることも可能である。なお、前記【2】の措置の要件を満たすかどうかの判断は、氏名及び住居のそれぞれについて判断することとなる。

条件付与等の措置及び後記【5】の代替的呼称等の開示措置の内容は、次表のとおりである。

〈検察官がとり得る措置の内容〉		
証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合	弁護人に対し、当該証人等の氏名及び住居を知る機会を与えた上で、当該証人等又は住居について、○被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は○被告人に知らせる時期若しくは方法を指定する	弁護人に対し、証拠書類等を閲覧する機会を与えた上で、検察官請求証人等の氏名又は住居について、○被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は○被告人に知らせる時期若しくは方法を指定する
代替的呼称等の開示措置	被告人及び弁護人に対し、当該氏名又は住居を知覚機会を与えないこと	被告人及び弁護人に対し、証拠書類等のうち検察官請求証人等の氏名

逐条 実務刑事訴訟法

目次 (抜粋)

はしがき
編集代表・編集委員・執筆者紹介
凡例

第1編 総則

第1条 (本法の目的)

第1章 裁判所の管轄

第2条 (土地管轄)
~第19条 (管轄事件の移送)

第2章 裁判所職員の除斥及び忌避

第20条 (除斥の原因)
~第26条 (裁判所書記官の除斥・忌避)

第3章 訴訟能力

第27条 (法人と訴訟行為の代表)
~第29条 (特別代理人)

第4章 弁護及び補佐

第30条 (弁護人選任の時期、選任権者)
~第42条 (補佐人)

第5章 裁判

第43条 (判決、決定・命令)
~第46条 (謄本の請求)

第6章 書類及び送達

第47条 (訴訟書類非公開の原則)
~第54条 (書類の送達)

第7章 期間

第55条 (期間の計算)
第56条 (法定期間の延長)

第8章 被告人の召喚、勾引及び勾留

第57条 (召喚)
~第98条 (保釈の取消等と収容の手續)

第9章 押収及び搜索

第99条 (差押え、提出命令)
~第127条 (勾引状等の執行と被告人の搜索(2))

第10章 検証

第128条 (検証)
~第142条 (準用規定)

第11章 証人尋問

第143条 (証人の資格)
~第164条 (証人の旅費・日当・宿泊料)

第12章 鑑定

第165条 (鑑定)
~第174条 (鑑定証人)

第13章 通訳及び翻訳

第175条 (通訳(1))
~第178条 (準用規定)

第14章 証拠保全

第179条 (証拠保全の請求、手續)
第180条 (当事者の書類・証拠物の閲覧・謄写権)

第15章 訴訟費用

第181条 (被告人等の費用負担)
~第188条 (負担額の算定)

第16章 費用の補償

第188条の2 (無罪判決と費用の補償)
~第188条の7 (刑事補償の例)

第2編 第一審

第1章 捜査

第189条 (一般司法警察職員)
~第246条 (司法警察員の事件送致)

第2章 公訴

第247条 (国家訴追主義)
~第270条 (検察官の書類・証拠物の閲覧・謄写権)

第3章 公判

第1節 公判準備及び公判手續
第271条 (起訴状謄本の送達)
~第316条 (合議制事件と1人の裁判官の手續の効力)

第2節 争点及び証拠の整理手續

第1款 公判前整理手續

第1目 通則

第316条の2 (公判前整理手續の決定と方法)
~第316条の12 (調書の作成)

第2目 争点及び証拠の整理

第316条の13 (証明予定事実の明示・検察官請求証拠の取調べ請求)
~第316条の24 (争点の証拠整理結果の確認)

第3目 証拠開示に関する裁定

第316条の25 (証拠開示の時期・方法の指定)
~第316条の27 (証拠と証拠標目一覧表の提示命令)

第2款 期日間整理手續

第316条の28 (期日間整理手續)

第3款 公判手續の特例

第316条の29 (必要的弁護)
~第316条の32 (新たな証拠調べ請求の制限)

第3節 被害者参加

第316条の33 (被告人事件の手續への被害者参加)
~第316条の39 (被害者参加人への付添い、進への措置)

第4節 証拠

第317条 (証拠裁判主義)
~第328条 (証明力を争うための証拠)

第5節 公判の裁判

第329条 (管轄違いの判決)
~第350条 (併合罪中大赦を受けない罪の刑を定める手續)

第4章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意

第1節 合意及び協議の手續
第350条の2 (合意の手續と対象犯罪)
~第350条の6 (司法警察員との関係)

第2節 公判手續の特例

第350条の7 (合意した被告人の事件における合意内容書面等の証拠調べの請求)
~第350条の9 (説明対象となる他人の事件における合意内容書面等の証拠調べの請求(2))

第3節 合意の終了

第350条の10 (合意からの離脱)
~第350条の12 (合意の失効の場合の証拠としての使用の禁止)

第4節 合意の履行の確保

第350条の13 (合意違反の場合の公訴棄却等)
~第350条の15 (虚偽供述等の処罰)

第5章 即決裁判手續

第1節 即決裁判手續の申立て
第350条の16 (申立ての要件と手續)
第350条の17 (同意確認のための公的弁護人の選任)

第2節 公判準備及び公判手續の特例

第350条の18 (職権による公的弁護人の選任)
~第350条の26 (公訴取消後の再起訴制限の緩和)

第3節 証拠の特例

第350条の27 (伝聞証拠排斥の適用除外)

第4節 公判の裁判の特例

第350条の28 (即日判決の要請)
第350条の29 (懲役又は禁錮の言渡し)

第3編 上訴

第1章 通則

第351条 (上訴権者(1))
~第377条 (刑事施設にいる被告人に関する特例(2))
第368~371条 (削除)

第2章 控訴

第372条 (控訴のできる判決)
~第404条 (準用規定)

第3章 上告

第405条 (上告を許す判決・上告申立ての理由)
~第418条 (上告判決の確定)

第4章 抗告

第419条 (抗告の対象となる裁判)
~第434条 (準用規定)

第4編 再審

第435条 (再審を許す判決・再審の理由(1))
~第453条 (無罪判決の公示)

第5編 非常上告

第454条 (非常上告)
~第460条 (非常上告事件の調査事項)

第6編 略式手續

第461条 (略式命令)
~第470条 (略式命令の効力)

第7編 裁判の執行

第471条 (裁判の確定と執行)
~第507条 (公務所等への照会)

事項索引
判例索引

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 逐条 実務刑事訴訟法

合計 _____ 部

ご所属名	庁	道府県
(署・隊・課)		

ご担当者名 (TEL: _____)

係名	氏名

係名	氏名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

* お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2
TEL:03-3291-1561(代表) http://tachibanashobo.co.jp